

(平成21年8月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年3月まで

私は、平成20年5月にねんきん特別便が届くまで、申立期間が未納とされていることを全く知らなかった。夫は小学校教員をしていたため、私は国民年金任意加入対象者だったが、夫から将来のために年金は掛けておいた方が良いと言われ、国民年金に加入し、保険料を3か月分ずつ集金人に対して納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和42年5月から61年3月までの国民年金任意加入期間(227か月)について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているなど、納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人が主張する申立期間当時の保険料納付方法は、当時の状況と一致しており、不自然な点は見受けられない。

さらに、申立期間の前後は納付済みである上、その前後を通じて、住所や仕事等生活状況に大きな変化も認められないことから、申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案419

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月及び同年8月

申立期間については住所の異動が無く、国民健康保険税は納期限内に納めているので、国民年金保険料についてもきちんと納付しているはずである。未納の通知や納付書が送られてきたことは無いので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間について、保険料をすべて納付しており、平成10年度以降の保険料については前納するなど、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が納付したとする国民年金保険料の金額は、当時の保険料額とおおむね一致しており、申立期間における国民健康保険税も納付期限内に納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日の記録を昭和28年10月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月11日から28年10月10日まで

昭和27年4月にA社の本社工場に就職し、1回だけ同社B工場に異動した。その後、昭和31年7月までずっと同社に勤務していたのに、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に同期入社し、同時期に異動した複数の同僚に、A社B工場における申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できることや、複数の同僚の供述等により、申立人が、A社に継続して勤務し（昭和28年10月10日に同社B工場から同社本社工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年8月及び28年10月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業所は平成9年1月30日に解散しており、申立期間当時の事業主、役員等は、死亡又は所在不明のため、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては不明であり、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果、平成17年2月から18年8月までは17万円、18年9月から19年1月までは18万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の11万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、17年2月から同年9月までは16万円、17年10月から19年1月までは18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年2月から19年1月まで

申立事業所で勤務していた期間（平成17年2月から19年4月）について、当時の給与から控除されていた厚生年金保険料を基準とした標準報酬月額が、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額を上回っていた。

このため、申立事業所の事務担当者が、平成21年3月4日に社会保険事務所に出席し、報酬訂正届を提出したが、申立期間については、時効により保険料を納付することができず、保険給付に反映されないとのことであった。

申立期間当時の給与支払明細書等を所持しているため、申立期間の標準報酬月額を適正に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の平成17年2月から19年1月までの標準報酬月額は、当初11万円とされていたが、申立人の記録訂正の申出を踏まえ、事業主から当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した

後の21年3月6日に訂正届が提出され、17年2月から18年8月までは17万円、18年9月から19年1月までは18万円と訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料にかかる被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかしながら、A社の給与支払明細書及び賃金台帳により、申立人は、申立期間において、社会保険事務所に当初記録されていた標準報酬月額を超える給与の支払いを受け、当該給与に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

このことから、申立人の平成17年2月から19年1月までの標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付を行う必要があることから、給与支払明細書の報酬額又は保険料控除額により、17年2月から同年9月までは16万円、17年10月から19年1月までは18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が、申立てに係る標準報酬額訂正届を当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年3月4日に提出したことが確認できることから、当初、事業主は、訂正前の標準報酬月額として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月5日から同年8月16日まで
申立期間については、A社（現在はB社）に正社員として勤務しており、修理業務等をしていた。

社会保険庁の記録によると、申立期間に係る標準報酬月額が1万円とされているようであるが、当時は、基本給のほかに残業手当や外勤手当も支給されており、1万5,000円程度は給与をもらっていたと思うため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額（1万5,000円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない上、申立人は既に死亡しており、申立期間当時の状況を確認することができない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日（昭和35年4月5日）と同日に資格取得した者のうち、申立人と同じ年齢の者は147名認められるが、これらの者の申立期間に係る標準報酬月額は、すべて1万円として届出がなされていることが確認できる上、申立事業所は、「申立期間当時の初任給（高卒入社）は9,850円であったため、資格取得時の標準報酬月額1万円は適正なものであると思われる。」としている。

さらに、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている当該事業所における申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録と一致しており、記録の訂正等の形跡は認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。